



第47号

編集発行

秋田県田沢疏水土地改良区
大仙市大曲川原町9番17号
TEL (0187) 62 - 1134
FAX (0187) 62 - 4507
E-mail tazawa@pluto.plala.or.jp



【主な内容】

- | | | | |
|-------------------------|---|-------------------------|----|
| ●ごあいさつ | 2 | ●令和6年度 一般会計収支決算概要 | 6 |
| ●令和6年度 通常総代会 | 4 | ●県営農業農村整備事業について | 8 |
| ●令和7年度 臨時総代会 | 4 | ●令和7年度 賦課金単価一覧表 | 10 |
| ●令和7年度 一般会計収支予算概要 | 5 | ●お知らせとお願い | 11 |



田沢疏水HP

土地改良区の概要 (令和7年3月31日現在)	受益面積	組合員数	理 事	監 事	総 代
	4,928 ha	2,942 名	20 名	5 名	60 名



とうほく人と
コメズキくんがゆく





ごあいさつ

理事長 高 貝 久 遠

秋晴れの候、組合員の皆様をはじめ関係各位におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より土地改良区の業務・運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当地域の基幹産業であります稲作につきましては、春先の天候不順が影響して分けつ数が少ない状況でした。そうした中、夏場は極端な小雨、連日の高温ということで、水不足や高温障害も心配されたところでした。幸いにも当改良区では、取水制限もなく計画どおりの配水を行うことが出来ました。また、国営事業の恩恵を受け、きめ細かな用水管理が出来たことは、高温障害抑制に効果があったものと推察しております。消費者米価につきましては、米不足を背景に高止まりの状況にあるようです。新聞

ではJAの概算金が28,300円と報道されていきました。生産者としてはようやく米価が生産実費を上回るような価格形成となったことに安堵しているところではないかと思っています。

さて、昨年改正された食料・農業・農村基本法に基づく食料・農業・農村基本計画が4月に閣議決定され、食料安全保障の観点から農業の構造転換を初動5年間で集中的に実施することとなりました。農業農村整備に関しましては、スマート農業技術の導入に資する農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省力化による適切な保全、防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大などに加え、農地の集積・集約化、情報通信環境の整備などが盛り込まれています。

当改良区では、今後とも農地の大区画化

を図り、農地の集積・集約化、高収益作物の導入を三位一体で進めるあきた型ほ場整備に取り組んでいくほか、スマート農業実現によって生産コストの低減を図り、課題となっている生産力の低下あるいは後継者不足、労働力不足というものを補っていく整備を目指してまいります。

私共が生まれ育ったふるさとの農業農村、脳裏に描かれるような「うさぎ追いしかの山小鮒つりしかの川」こうした昔からの童謡にあるような風景を思い描きながら、農業農村が明るく楽しい活力に満ちたふるさと、そして我々の子供や孫が地元に残って基幹とする農業に携わりながら、故郷を守るということの実現に向けて、今まで以上に汗を流しながら頑張ることをお誓い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。



ごあいさつ

秋田県仙北地域振興局農林部長

渋谷 博 徳

秋田県田沢疏水土地改良区の皆様には、日頃から、本県農政をはじめ、県政全般にわたり、特段の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今年は、4月の低温に始まり、6月頃からの高温・少雨、その後の豪雨など、県内外で異常気象による災害が多発しています。特に8月19日からの豪雨では仙北市の旧西木村で、9月2日の豪雨では県内広域で、それぞれ甚大な被害が発生しました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、営農への影響が最小限となりますよう、災害復旧を引き続き支援してまいります。

県では、「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」のもと、スマート農業の視点を加えつ

つ、「あきた型ほ場整備」を積極的に推進し、生産性向上と担い手への農地集積に一層力を入れて取り組んでいくほか、農業水利施設の更新・長寿命化対策や、ため池等の防災・減災対策なども含め、食料供給力の強化を図る上で必要不可欠な農業農村整備事業を力強く進めていくこととしておりますので、引き続き御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

仙北管内では、全県の約3割にあたるほ場整備事業を実施しており、現在、18地区中6地区で約123haの区画整理工事を実施中です。このうち、秋田県田沢疏水土地改良区管内では、太田南部地区で28.4ha、新興地区で13.4haが事業実施中であり、大台地区では現在実施

設計を行っており、来年度には面工事36.5haを予定しています。また、明田地野際地区については、13.1haの暗渠排水工事を予定しております。

農業農村整備事業の推進・調整や気候変動による災害対応、地域計画づくりへの参画など、地域における土地改良区の役割は今後さらに重要性を増していくと考えられます。とりわけ、広大な農地を有する仙北地域は、本県農業の発展に不可欠な要であり、今後の皆様方の御活躍を心から期待しております。

結びに、秋田県田沢疏水土地改良区のさらなる発展と、組合員の皆様の御健勝を心よりお祈り申し上げます。

令和6年度 第39回通常総代会

令和7年3月13日(木)午後1時30分から第39回通常総代会が、大曲エンパイアホテルの大会場において開催されました。総代(定数60名)51名が出席のもと、川井武彦総代(第1選挙区)が議長に選出され、報告1件、承認1件、議決案件15件の全議案が原案どおり承認、可決されました。

報告第1号 令和6年度中間監査報告について

承認第3号 令和6年度内において専決した件について

議案第4号 農地中間管理機構関連ほ場整備事業大台地区に伴う地区編入について

議案第5号 定款の一部改正について

議案第6号 維持管理計画書の一部改正について

議案第7号 規約の一部改正について

議案第8号 地区除外等処理規程の一部改正について

議案第9号 抱返頭首工管理規程の一部改正について

議案第10号 令和6年度長期借入金の追加借入について

議案第11号 令和7年度事業計画について

議案第12号 令和7年度一般会計収支予算について

議案第13号 国営田沢二期農業水利事業に係る地元負担金の借入について

議案第14号 令和7年度長期借入金の借入について

議案第15号 令和7年度積立金の繰替運用について

議案第16号 令和7年度金銭預入先について

議案第17号 令和7年度賦課金賦課額及び賦課徴収方法について

議案第18号 令和7年度地区除外による決済金の徴収基準額について

議案第18号



高貝理事長 あいさつ



令和7年度 臨時総代会

令和7年9月9日(火)午後1時30分から令和7年度臨時総代会が、大曲エンパイアホテルの大会場において開催されました。総代(定数60名)42名が出席のもと、佐藤隆康総代(第3選挙区)が議長に選出され、報告1件、承認2件、議決案件2件の全議案が原案のとおり承認、可決されました。

承認第1号

令和6年度事業報告及び収支決算について

報告第1号

令和6年度決算監査報告について

承認第2号

令和7年度内において専決した件について

議案第1号

地区除外等処理規程の一部改正について

議案第2号

賦課金単価の変更について



高橋総括監事 監査報告



佐藤議長

令和7年度 一般会計収支予算書

収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額
1 組 合 費 収 入	138,580,000
2 使用料及び負担金収入	1,880,000
3 補助金及び交付金収入	186,242,000
4 財 産 収 入	3,000
5 諸 収 入	8,831,000
6 区債及び借入金収入	520,743,000
(A) 当 期 収 入 合 計	856,279,000
前期繰越収支差額	4,000,000
(B) 収 入 合 計	860,279,000

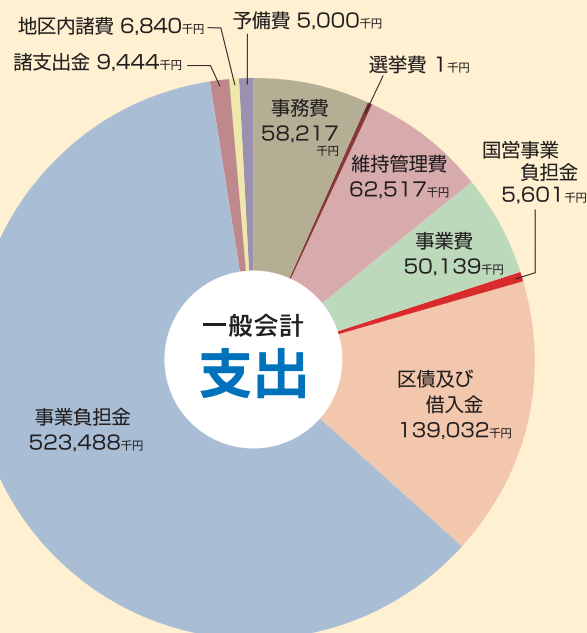
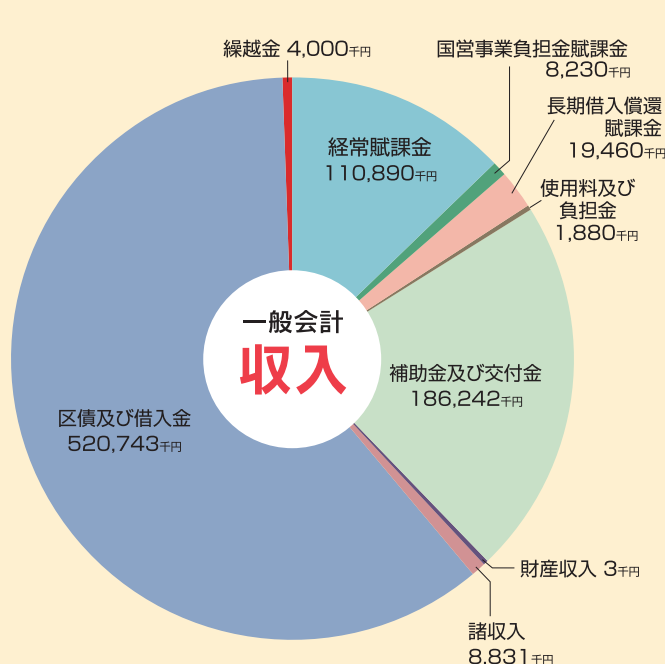
支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額
1 事 務 費 支 出	58,217,000
2 選 挙 費 支 出	1,000
3 維 持 管 理 費 支 出	62,517,000
4 事 業 費 支 出	50,139,000
5 国営事業負担金支出	5,601,000
6 区債及び借入金支出	139,032,000
7 事 業 負 担 金 支 出	523,488,000
8 諸 支 出 金 支 出	9,444,000
9 地 区 内 諸 費 支 出	6,840,000
10 予 備 費 支 出	5,000,000
(C) 当 期 支 出 合 計	860,279,000
(A)-(C) 当 期 収 支 差 額	△ 4,000,000
(B)-(C) 次期繰越収支差額	0

令和7年度 一般会計予算額

860,279千円

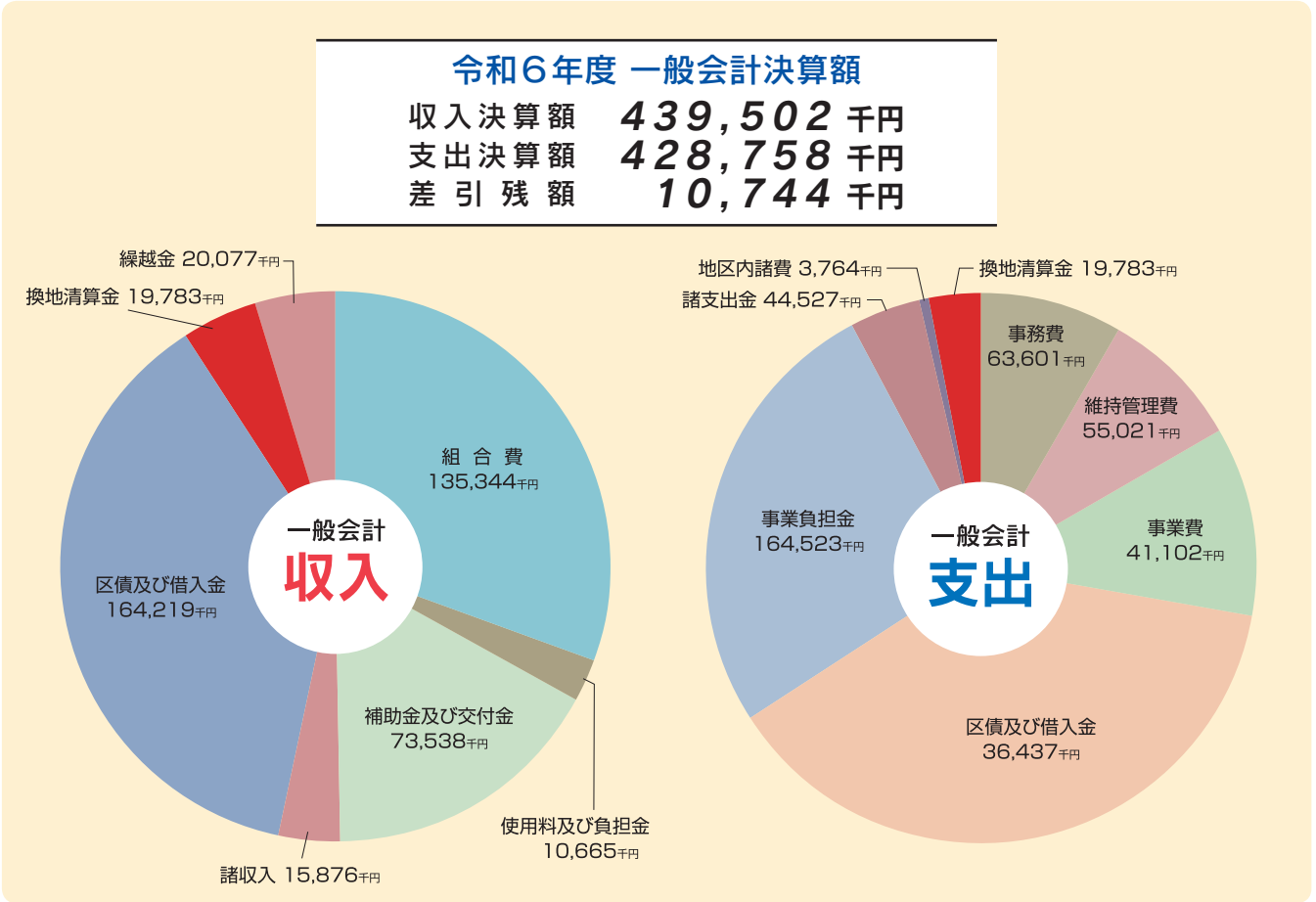


令和6年度 一般会計収支決算の概要

令和7年9月9日開催の臨時総代会に提出された令和6年度決算の概要は次のとおりです。

収入の部		(単位：円)	支出の部		(単位：円)
科 目	決 算 額		科 目	決 算 額	
1 組 合 費 収 入	135,344,195		1 事 務 費 支 出	63,600,642	
2 使用料及び負担金収入	10,665,473		2 選 挙 費 支 出	0	
3 補助金及び交付金収入	73,537,574		3 維 持 管 理 費 支 出	55,021,165	
4 財 産 収 入	0		4 事 業 費 支 出	41,102,276	
5 諸 収 入	158,763,327		5 国営事業負担金支出	0	
6 区債及び借入金収入	164,219,000		6 区債及び借入金支出	36,437,166	
7 換地清算金収入	19,783,014		7 事業負担金支出	164,523,501	
(A)当期収入合計	419,425,583		8 諸支出金支出	44,526,591	
前期繰越収支差額	20,076,705		9 地区内諸費支出	3,763,755	
(B)収入合計	439,502,288		10 予 備 費 支 出	0	
			11 換地清算金収入	19,783,014	
			(C)当期支出合計	428,758,110	
			(A)-(C)当期収支差額	△ 9,332,527	
			(B)-(C)次期繰越収支差額	10,744,178	

収入決算額 439,502,288 円 — 支出決算額 428,758,110 円 = 差引残額 10,744,178 円（次年度へ繰越）



令和6年度 貸借対照表

一般会計

令和7年3月31日時点 (単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部				II 負債の部			
1 流動資産	68,209,077	90,801,928	△ 22,592,851	1 流動負債	57,464,899	70,725,223	△ 13,260,324
現金及び預金	34,528,321	34,618,418	△ 90,097	未払金	57,322,019	70,587,937	△ 13,265,918
短期未収金	33,680,756	56,183,510	△ 22,502,754	預り金	142,880	137,286	5,594
2 固定資産	6,219,001,905	6,254,703,609	△ 35,701,704	2 固定負債	785,386,811	652,028,961	133,357,850
基本財産	63,547,547	63,247,547	300,000	公庫資金等長期借入金	696,929,694	568,471,844	128,457,850
特定資産	6,074,440,749	6,104,537,842	△ 30,097,093	職員退職給与引当金	75,586,947	71,586,947	4,000,000
その他固定資産	81,013,609	86,918,220	△ 5,904,611	役員退任慰労金引当金	12,870,170	11,970,170	900,000
3 繰延資産	0	0	0	負債合計	842,851,710	722,754,184	120,097,526
資産合計	6,287,210,982	6,345,505,537	△ 58,294,555	III 正味財産の部			
				1 指定正味財産	3,452,779,940	3,738,076,553	△ 285,296,613
				2 一般正味財産	1,991,579,332	1,884,674,800	106,904,532
				(うち基本財産への充当額)	(63,547,547)	(39,228,064)	(24,319,483)
				(うち特定資産への充当額)	(2,037,776,072)	(1,806,605,876)	(231,170,196)
				正味財産合計	5,444,359,272	5,622,751,353	△ 178,392,081
				負債及び正味財産合計	6,287,210,982	6,345,505,537	△ 58,294,555

令和6年度 財 産 目 録

令和7年3月31日時点 (単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産	68,209,077	1 流動負債	57,464,899
現金及び預金	34,528,321	未払金	57,322,019
短期未収金	33,680,756	預り金	142,880
2 固定資産	6,219,001,905	2 固定負債	785,386,811
基本財産	63,547,547	公庫資金等長期借入金	696,929,694
(宅地・備荒積立金)		職員退職給与引当金	75,586,947
特定資産 (所有土地改良施設、 財政調整積立金等)	6,074,440,749	役員退任慰労金引当金	12,870,170
その他固定資産 (長期未収賦課金等)	81,013,609	負債合計	842,851,710
資産合計	6,287,210,982	III 正味財産の部	5,444,359,272

県営農業農村整備事業について

1. 農地集積加速化基盤整備事業

● 太田南部地区 ●

関係市町村	大仙市、美郷町			
受益面積	347.3ha	事業実施期間	R2～R9（予定）	
事業費	7,406百万円	進捗率	R6～R7まで 82.5%	
負担区分	国 55%	県 27.5%	市 10%	土地改良区 7.5%
令和7年度事業実施内容	(1) 予算額 980百万円 (2) 工事内容 区画整理 28.5ha、暗渠 35.1ha (3) 工事期間 R7.3.31～R8.3（予定）			



R7面工事は、川口地区 28.5ha 実施しています。暗渠工事については三本扇地区で 35.1ha 実施されます。

太田南部地区の面工事は、本年度で完了となります。来年度からは暗渠工事と補完工事が進められます。

● 明田地野際地区 ●

関係市町村	美郷町			
受益面積	103.7ha (R7時点)	事業実施期間	R2～R9（予定）	
事業費	2,965百万円	進捗率	R6～R7まで 80.4%	
負担区分	国 55%	県 27.5%	市 10%	土地改良区 7.5%
令和7年度事業実施内容	(1) 予算額 276百万円 (2) 工事内容 暗渠排水工事 13.1ha、補完工 1式 (3) 工事期間 R7.3.31～R8.3（予定）			



R6年度で面工事は完了しています。R7年度は 13.1ha の暗渠排水工事が実施され、来年度も引き続き暗渠排水工事と補完工事が進められます。

今年度は確定測量も実施されますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

2. 農地中間管理機構関連ほ場整備事業

● 新興地区 ●

関係市町村	大 仙 市			
受 益 面 積	91.8ha	事業実施期間	R4 ～ R9（予定）	
事 業 費	1,792 百万円	進 捗 率	R6 ～ R7 まで 69.6%	
負 担 区 分	国 62.5%	県 27.5%	市 10%	土地改良区 — %
令和7年度 事業実施内容	(1) 予 算 額 23 百万円 (2) 工事内容 区画整理 13.4ha (3) 工事期間 R7.3.31 ～ R8.3（予定）			



R7 面工事は、太田町斉内、太田町太田地内で 13.4ha 実施しています。

新興地区の面工事は R8 で完了となります。R8 面工事は引き続き太田町斉内、太田町太田地内で、17ha を予定しております。

● 大台地区 ●

関係市町村	大 仙 市			
受 益 面 積	209.5ha	事業実施期間	R7 ～ R15（予定）	
事 業 費	6,542 百万円	進 捗 率	R7 まで 2.7%	
負 担 区 分	国 62.5%	県 27.5%	市 10%	土地改良区 — %
令和7年度 事業実施内容	(1) 予 算 額 176 百万円 (2) 工事内容 実施設計、区域境界測量、建物・井戸事前調査 (3) 工事期間 R7.8 ～ R8.3（予定）			



大台地区は、令和8年度から面工事が開始される予定です。

本年度は、R8 面工事実施予定区域の金井伝・三嶽・真木地区 36.5ha に対して、設計、測量、事前調査の各業務が実施されます。

令和7年度 賦課金単価一覧表

経常賦課金

(単位：円)

地区名	級別	10アール当たり賦課額
右岸	1級	3,100
	2級	1,550
	3級	1,033
	5級	620
	6級	516
	畑	658

地区名	級別	10アール当たり賦課額
左岸	1級	3,100
	2級	1,550
	3級	1,033
	5級	620
	6級	516
	畑	658
第二田沢	1級	3,100
	2級	1,550

国営事業負担金賦課金

● 国営田沢二期農業水利事業償還賦課金

(単位：円)

水路名	賦課区分	償還完了年度
玉川右岸 幹線用水路	1級	56
	2級	28
	3級	19
	5級	12
	6級	10
令和21年度		

水路名	賦課区分	償還完了年度
左岸幹線用水路	1級	117
	2級	59
	3級	39
	5級	24
第二田沢 幹線用水路	1級	638
	2級	319
令和21年度		

長期借入金償還賦課金

● 事業受益地区別償還賦課金

(単位：円)

地区名	事業名	賦課区分	償還完了年度
玉川右岸	黒倉堰地区基盤整備	暗渠 有り	1,636
		暗渠 無し	1,413
	ストックマネジメント事業	1級	252
角館・中仙	大神成地区基盤整備事業	基盤整備	737
		集積	3,595
	ストックマネジメント事業	1級	252
太田	斉内地区基盤整備事業	基盤整備	370
		集積	1,758
	ストックマネジメント事業	1級	252
千畑	本堂城回地区経営体育成基盤整備事業	基盤整備	346
		集積	1,737
	大畑地区基盤整備事業	負担金	3,235
	畑屋中央地区基盤整備事業	基盤整備	530
		集積	2,315
六郷・仙南	ストックマネジメント事業	1級	252
	ストックマネジメント事業	1級	252

賦課金は期限内に納めましょう

令和7年度の賦課期日・徴収期限・徴収方法は次のとおりです。

(1) 賦課期日、徴収期限

賦課区分	賦課期日	徴収期限
経常賦課金	令和7年10月1日	令和7年12月1日
償還賦課金		

※令和7年度より賦課金徴収期日が年2回から年1回に変更となりました。

(2) 賦課金徴収方法

- ①納付書払いの方 秋田おばこ農業協同組合の各支店、秋田ふるさと農業協同組合の金沢支店及び秋田県田沢疏水土地改良区事務所において、窓口徴収する。
- ②口座振替の方 経常賦課金・償還賦課金：**令和7年10月31日引落**

《賦課金の口座振替による領収書の廃止について》

賦課金を口座振替で納付された組合員の皆様には毎年11月に領収書を送付していましたが、令和5年度より領収書の発行を廃止させていただいております。なお、事情により領収書が必要な場合は当土地改良区総務課までお問い合わせください。

※確定申告の際には、賦課金通知書と口座振替された通帳の照合により納付の確認を行いますので問題ありません。

賦課金の納付を口座振替にしてみませんか

賦課金の納付を口座振替にすると納付のために当土地改良区や金融機関の窓口へ行く手間が省けて大変便利です。

また、納付期限の心配や納め忘れも防げるので安心です。一度手続きをしますと毎年、納付期限内に口座振替となりますので是非、この機会にご検討ください。

ご連絡をいただければ、申込書を送付いたしますので、申込書に必要事項の記入と押印をして当土地改良区に提出してください。

手続きは忘れずに

次のようなときは、必ず土地改良区に届出をして下さい。

① 資格得喪通知書

窓口：総務課

- ◆農地を売買又は交換並びに贈与されたとき。
- ◆農地を賃借したとき、又は解約したとき。
- ◆農業者年金の受給、又は老齢等で経営移譲したとき。
- ◆組合員が亡くなられたとき。住所が変更になったとき。

①

氏名	住所	電話番号	印
秋田県田沢疏水土地改良区 理事長 高 沢 久 達 樹			
令和 年 月 日			
現 資格 者	電 話 番 号	住 所	
()	住 所		
No. _____	氏 名		印
新 資格 者	電 話 番 号	住 所	
()	住 所		
No. _____	氏 名		印
生 年 月 日	(大、中、小、年、月、日、生)		

組合員資格得喪通知書

下記により組合員資格が得喪したから土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

1.資格得喪の対象たる土地					
大字	字	地番	地目	地積(m ²)	備考

② 農地転用等通知書

窓口：総務課

- ◆農地を宅地等にするとき。

②

農地転用の通知書

このたび下記土地についての農地法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による（許可の申請、届出）にあたり、地区内外関係機関等との規定に基づき、あらかじめ通知します。

なお、同規定第3条の申し入れ事項等については別途協議し、第6条の協議会については、所定の方法によりこれを執行します。

令和 年 月 日

転 用 組 合 員 住所 _____
(No. _____) 氏 名 _____ 印

転 用 関 係 者 住所 _____
(No. _____) 氏 名 _____ 印

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 沢 久 達 樹

記

1.土地 (単位：㎡)					
大字	字	地番	地目	地積	転用目的

2.位置図、平面図、配置図、環境等
3.農地委員会(都道府県)に
(転用許可) 転 用 係

(注) 転用に係る土地が所有権以外
は、当該土地の所有権も転用
係として継承する。

③ 地区除外申請書

窓口：総務課

- ◆農地を公共用地（道路等）にするとき。
(決済金に伴います)

《注 意》

※以上のことは、市町、農業委員会、法務局等公共機関で手続きが完了しても、

土地改良区に直接届け出がなければ台帳の更正は行われませんのでご注意ください。

※農地の売買及び賃借した場合、その土地の権利義務の全てが承継されます。そのため、当該地に滞納金がある場合、その納入義務は新資格者の方に生じますのでご注意ください。

④ 管理施設使用承認申請書

窓口：施設管理課

- ◆施設用地を使用したいとき。
(電柱、仮設建物、橋梁、雑排水工場排水、浄化槽処理排水)

④

秋田県田沢疏水土地改良区 理事長 高 沢 久 達 樹		申請人	住所
		氏 名	氏 名
管理施設使用承認申請書			
このたび、下記により貴土地改良区管理に係る施設を使用したいので、関係書類を添えて申請致します。			
なお、承認の上は貴土地改良区の承認条件を遵守致します。			
記			
1. 使用目的			
2. 使用場所			
3. 使用水路名			
4. 使用面積			
5. 使用期間			
6. 設置構造物			
7. 添付書類	1 位置図	2 付近見取図	3 平面図、縦断面図
	4 写真		

③

地区除外申請書

令和 年 月 日通知に係る土地につき、令和 年 月 日以降これを転用するので、土地改良区の地区から除外されたく申請する。

令和 年 月 日

転 用 組 合 員 住所 _____
(No. _____) 氏 名 _____ 印

転 用 関 係 者 住所 _____
(No. _____) 氏 名 _____ 印

秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高 沢 久 達 樹

記

(地積：㎡)					
大字	字	地番	地目	地積	備考

(注) 転用に係る土地が小作地である場合には、当該土地の所有権も転用係として継承する。

届出用紙は土地改良区に準備してあります。またはホームページからダウンロードすることもできます。
なお、ご希望の方へは郵送いたしますのでご連絡ください。

田沢疏水HP

